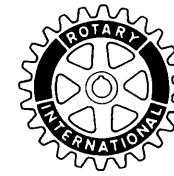


ロータリーのいろは

新会員オリエンテーションブック

1999年5月



旭川北 R C
ロータリー情報委員会



「ロータリーのいろは」発刊によせて

1998-99年度旭川北RC

会長 今野 克美

この度当クラブの1998～99年度の高橋邦弘情報委員長が主として、新入会員の為のロータリーへの手引きを意図してこの小冊子を編集して下さいました。

公私共に御多忙のところ私の願いに答えて下さったもので心より厚く御礼申し上げます。この度の高橋委員長の労作は“第一章ロータリーの歩み”の中で、シカゴにおいてのロータリークラブの誕生、続いて国際ロータリー、日本のロータリー、旭川北RCの誕生と発展にふれ、第二章以降で手続要覧、クラブ細則を引用しながら、ロータリーの組織運営、新世代のためのプログラムにふれ、米山奨学金を解説し、最終章でロータリー用語のあれこれを説明しており、高橋委員長のロータリーに対する思い入れを十二分に込めたものになっています。

我クラブには伊藤直彦会員による「ロータリーのしくみ」(1987年初版、1993年度改訂版)があり、それが我クラブのみならず外の多くのロータリアンのお役に立っていると聞いていますが、この度この高橋委員長の労作もそれに劣らない評価を頂いて、必ずや旭川北RCの一つの財産として後々までも手続要覧等の変更に合わせて改訂を重ねながら引き継がれていくものと思っております。クラブの新入会員に対する手引き書としてばかりでなく、より多くのロータリアンにロータリー情報習得の為の一助になるものと信じて、改めて高橋委員長の御努力に対して感謝申し上げます。

目 次

発刊によせて 会長 今野 克美

第1章	ロータリーの歩み	1
1.	ロータリーの誕生	1
2.	ロータリーの綱領と奉仕	2
3.	国際ロータリー	5
4.	日本のロータリー	6
5.	旭川北RC	8
第2章	ロータリーの組織と運営	12
1.	国際ロータリーの組織と運営	12
A.	管理と役員	12
B.	地 区	13
C.	ロータリー財団	15
2.	ロータリー・クラブの組織と運営	18
A.	クラブ定款・細則	18
B.	クラブ理事と役員	19
C.	クラブ運営と財務	20
D.	会員の種類と義務・権利・特典、特に出席規定について ..	23
3.	ロータリーの主な会合と年間行事	28
A.	主な会合	28
B.	特別月間と行事	28
第3章	新世代のためのプログラム	29
第4章	米山記念奨学会について	30
第5章	ロータリー用語あれこれ	32
	あとがき	ロータリー情報委員会 54

第1章 ロータリーの歩み

ロータリーの創立者ポール・パーシ・ハリス (Paul Percy Harris) は1868年4月19日米国ウィスコンシン州ラシーンに生れた。雑貨商を営む父親が事業に失敗し、3才の時に米国北東部のヴァーモント州ウォーリントンの祖父母に預けられた。祖父母に育てられたポール・ハリスは1886年ヴァーモント大学に入学したが退学、1888年にプリンストン大学に入学する。祖父の死によってここを中退し、故郷に帰り会社に勤務することになった。向学の志からアイオワ州立大学法学部に入学し1891年に卒業する。

1896年ポール・ハリスはシカゴ市に法律事務所を開設するが、1891年からの5年間はポール・ハリスの人生を左右する期間であった。ポール・ハリスは新聞記者、教師、船員、セールスマン等多くの職を転々とし、米国内を始め、イギリスからヨーロッパ各国を旅して、人々の生活習慣、宗教、地域によって異なる種々なことを体験した貴重な時期であった。

1896年1月27日、イリノイ州シカゴ市に法律事務所を開設した。

1871年シカゴ市は大火の災害で街は荒廃し、復興は人心の混乱を助長し、悪徳と暴力の横行を生んでいた。

1893年には大恐慌に見舞れ経済は混乱し、経済界、実業家もこぞって自己保全に奔走していた。この現状にポール・ハリスは疑問を感じ、心を許して語り合える友人、孤独から解放され相互扶助を求めて実業人の仲間で作ろうとの発想が芽生えた。

1. ロータリーの誕生

異郷を旅したことで人種、慣習や伝統等の知識をえたポール・ハリスは経済恐慌によって人心の荒んだシカゴの状況を憂え、人の和をもって友情と信頼が必要と考えた。

1905年2月23日夜、シカゴ市ディアボン街ユニティビルの711号

のガスターヴァス・ローアの事務所に4人の友人が集った。

シルヴェスター・シール (Sylvester Shiele) 石炭商、ハイラム・ショリー (Hiram Shorey) 洋服屋、ガスターヴァス・ローア (Gastavas Loehr) 鉱山技師とポール・ハリスである。この日がロータリー・クラブ創立の日であり、第1回の記念すべき時となった。2週間後の3月9日に第2回の集会があり、ハリー・ラッグルス (印刷業)、ビル・ジャンセン (不動産業) の2名が加わり6名になった。

初代会長にシルヴェスター・シールが指名され、シールの事務所がクラブ事務所となった。

ロータリーの名称は後にポール・ハリスが例会場の持ち回りと役員1年交替からヒントを得て提案し決ったという。

2. ロータリーの綱領と奉仕 (国定4, 要53・71・243, 欠定3)

ロータリーは、奉仕の理想を個人または団体で推進するために、善良な成人で世評の良い職業人が、ロータリー・クラブの下に集結した世界的親交団体である。社会生活における広範な奉仕は、各自の職業を通じて、「奉仕の理想」を推進するために「ロータリーの綱領」を上げ「四つのテスト」に照して反省と実行を求めている。

ロータリーはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の四部門を設け、奉仕をより発展させ、親善、平和を人々に呼びかけている。

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

1906年1月シカゴRCで「第1条：相互扶助」「第2条：親睦」の2項目からなる最初の綱領が制定され、同年に「第3条：市民としての誇りと忠誠」を追加した。1910年の全米ロータリー・クラブ連合会では5項目からなる綱領が採択された。1921年「国際平和と親善」が追加されている。1927年6月オステンド国際大会(ベルギー)で「四つの道」が採択され、これが後にクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の四大奉仕と改称された。1935年メキシコ・シティ大会、1951年アトランテック・シティ大会で改正され現在の綱領となった。

ロータリーの奉仕の四「部門」は、この綱領の各項を反映している、ロータリーの綱領中の4項目の解説は、等しく大きな意味をもつこと、また、同時に行動を起こすべきものであるという。

クラブ奉仕 (ク細7-1・2・8-1)；ロータリーの四大奉仕の中で最も基礎的な奉仕活動である。クラブを円滑に、効果的に、発展的に機能させるために、三つの部門に分けることができる。

1. 親睦 (親睦活動、出席、会報、プログラム、SAA)
2. 会員増強 (会員増強、職業分類、会員選考)
3. 教育 (ロータリー情報、広報、雑誌、プログラム)

三つの部門が調和して運営されることがクラブ発展とロータリアンの和の増進につながる。

職業奉仕 (要75~98)；1931年のアメリカの経済大恐慌によってロータリアンの中にも多くの倒産者を出した。職業 (Vocation) という言葉は社会人の「定職、稼業、事業、専門職務、あるいは業務」を指すものである。ロータリーは職業奉仕という言葉を使うに当って、奉仕 (Service) という文字を一番広い意味で使っており、単に事

業あるいは専門職務における取引行為や販売された商品を指すのみでなく、相手のニーズと境遇に対して正当な考慮を払い、他人に対していつも思いやりの心をもつことを指している。

ロータリアンは職業奉仕に対し、個人も企業も共に道德的水準を高めること；有用な業務は尊重されるべきこと；各自が業務を通じて社会に奉仕するために業務を品位あらしめることを強く求めている。職業を通じて社会に奉仕する考えは基本的に個人としての地域社会への奉仕の域を出ないとの考えから1987～88年に「会員とクラブ両方の責務」とする「職業奉仕に関する声明」(要覧P.75)が採択され続いて翌1989年規程審議会で「ロータリアンの職業宣言」(要覧P.75)が採択された。

1931年のアメリカの大恐慌を反省し、1932年にハーバート・テラーが倒産寸前の会社を救済する方法として創案した「四つのテスト」は以後ロータリアンの行動指針として推奨されている。

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

社会奉仕 (要79～87)；1907年にシカゴ・クラブがシカゴ市に公衆便所設置の運動で始まった。社会奉仕は会員の個人的奉仕の奨励か、ロータリー・クラブとしての団体奉仕活動でなければならないかとのロータリー史上の大論争となったが、1923年セントルイス(国際)大会の決議第34号(決議23-34)で決着を見た。(要覧P.79)その後幾度かの変遷を経て社会奉仕に関する基本原則となった。さらに1992年の規定審議会において「社会奉仕に関する1992年の声明」が採択された。(要覧P.81)地域社会に居住する人々の文化的・生活環境条件を向上させるために、温かな援助をロータリアン個人として、また多人数で行う奉仕である。

特に財政的貢献ばかりでなく、「実際に汗を流すような」社会奉仕プロジェクトが望まれている。

国際奉仕 (要89～97)；1919年ソルトレーク・シティ国際大会において奉仕の実践として、決議によって認められた。国際理解と友好親善が戦争を防ぐことができるとして、1921年のエジンバラ大会でロータリーの(奉仕の)原点として確立された。

- ① 世界社会奉仕活動
- ② 国際レベルの教育および文化交流活動
- ③ 特別月間と催し
- ④ 国際的な会合

個々のロータリアンとクラブは目的達成に積極的に寄与するよう期待されている。

3. 国際ロータリー (Rotary International) = RI

(国定1・2・3, 要53～68)

国際ロータリー (RI) は、世界中のロータリー・クラブの連合体である。ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度な道德的水準を守ることがを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを目指した、事業および専門職務に携わる指導者が、世界的に結び合った団体である。

RIは組織規定によって課せられた義務をたゆまず遂行する加盟ロータリー・クラブによって構成されている。

ロータリアンは、それぞれのクラブの会員であり、ロータリー・クラブがRIの会員である。

(国際ロータリーの目的)

1. 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
2. RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

(国際ロータリーの使命) (要53)

個人と団体による奉仕活動を強調し、人間の品位と生活の質を高め、高度の道德的水準を奨励し、世界的平和推進のため、あまねく

人々の大いなる英知を喚起しつつ、ロータリーがよりよき世界の建設に引き続き貢献できるように、ロータリアンとロータリー・クラブによるロータリーの綱領の遂行を援助、指導することにある。

(ロータリーの基本的特色) (要53)

奉仕の理想を個人として、また団体として、現実に応用することを奨励するために、事業および専門業務に携わる人が、ロータリー・クラブにおいて世界的親交を結ぶ場である。

ロータリー・クラブは地域社会の生活面を広範に代表し、ロータリーの綱領を推進するために、職業分類に基き、その会員を選考する。会員は所定回数クラブ例会に出席しなければならない。ロータリアンの宗教的、政治的信念は個人の問題とみなされる。

4. 日本のロータリー

日本のロータリーの誕生は、1920年10月20日チャーターメンバー28名(うち4名は後日チャーターメンバーに加えられた)で東京ロータリー・クラブの創立に始まる。会長米山梅吉、幹事福島喜三次である。米山梅吉は1918年当時三井銀行重役で財政調査団の1員として渡米し、当時ダラス・ロータリー・クラブのメンバーであった福島喜三次と会い、初めてロータリーの話聞き感動して帰国した。1920年1月福島喜三次はダラス・クラブから日本でのロータリー・クラブ結成の要請を受け、またシカゴ本部からも委任され帰国した。横浜在住の米国人実業家ウィリアム・ジョンストン(後に東京RC名誉会員)の応援を受け、米山梅吉らと9月1日に設立準備会を開き、10月20日に創立を迎えた。RIへの加盟は1921年4月1日登録番号855で加盟承認された。アジアではマニラRC、1919年6月1日創立、中国の上海RC、インドのカルカッタRCに次ぐ4番目のものである。

RI加盟は15ヶ国目のものであり、次いで1922年11月17日チャーターメンバー25名で大阪RCが登録番号1349で創立された。1926年

までに東京、大阪そして名古屋、神戸、京都の5RCとなり、5月に第1回日本ロータリー・クラブ連合懇親会(参加クラブ5、会員・家族138名)が大阪で開催された。1928年日本、満州、朝鮮、樺太、千島、台湾で第70地区が設定され、クラブ数は日本6、朝鮮1で初代地区ガバナーに米山梅吉が就任する。1932年12月3日札幌RC、1933年小樽RC、1934年函館RC、1934年10月26日旭川RCが誕生した。1939年に第70地区(日本東部)、第71地区(日本西部)、第72地区(満・鮮)の3地区に分割される。1939年に日満ロータリー連合会結成、1940年5月第1回日満ロータリー連合大会を横浜で開催する。1940年8月、時局により連合地区協議会を中止、解散に至った当時日満RC48、内地37、外地11、会員数2,142名、道内クラブ8、戦時下で内地37クラブは各曜会として存続した。

戦後1947年3月「ロータリー復帰協議会」設置、7月東京にて第1回復帰協議会を開催。1949年3月東京、大阪、名古屋、京都、神戸、福岡、札幌の7RCがRIに復帰した。5月RI第60地区となり初代ガバナーに手島知健が就任する。1950年4月第1回地区年次大会が京都で参加RC30、参加者679名で開催された。

1953年1月「ロータリーの友」が創刊され1980年にRIより「公式地域雑誌」と公認された。

1952年11月東京RCが「米山奨学基金」設定案を発表、1954年9月米山奨学生第1号バンコックRC推選のソムチャード・ラタナチャタ君が来日。

1961年5月、東京国際大会を初めて日本で開催。(参加国74、参加者23,366名)

1968年7月RI会長に日本から初めて東ヶ崎潔が就任した。1970年日本ロータリー50周年を記念して「ロータリー文庫」設立。1981年3月RI日本支局(現日本サービス・センター)開設。1982年7月向笠広次RI会長に就任。1991年7月全国31地区となり地区番号は4桁となる。1995年1月メイクアップ期が欠席例会の前後2週間に改訂される。

1998年12月31日現在

加盟国数	160	地区数	527
RI加盟クラブ	29,367	世界のロータリアン数	1,188,816
日本の地区数	4ゾーン34地区		
日本のクラブ数	2,274	日本のロータリアン数	126,334

5. 旭川北RC

1967年（昭和42年）第350地区小畑信愛（函館RC）ガバナーの時に旭川西RC（原田準平会長）が山崎与吉特別代表として旭川北RC設立のために拡大委員会を設けた。旭川西RC会員、角地義満、綿引徳男、林正行を中心に区域内の職業分類より会員を集い、旭川西RCをスポンサークラブとして1968年3月21日チャーターメンバー30名で創立総会を行った。

RI（会長ルーサー・H・ホツジス）の加盟承認が5月3日チャーター伝達式（加盟認証状伝達式）が6月29日盛大に行われた。ロータリー日本50年史によると、この年の第350地区の創立RCは長万部RC・創立43年2月13日国内番号845、浜中RC・昭和43年3月10日国内番号847、旭川北RC・昭和43年3月21日国内番号850、蘭越RC・昭和43年4月22日国内番号858、千歳RC・昭和43年4月26日国内番号860の5RCである。

クラブ名	国内番号	創立日	RI承認日
旭川北	850	43. 3. 21	43. 5. 3
京都山科	854	43. 4. 2	43. 4. 13
浜中	847	43. 3. 10	43. 5. 3
山形北	853	43. 3. 28	43. 6. 20

ロータリー文庫1985年版によると旭川北RCの国内番号が854、浜中853となっているがロータリー日本50年史では京都山科RCも854であり一応比較を見て下さい。

現在30周年を経てチャーターメンバーは川島博明、北口正一、七

戸幸夫、平巖の4名で活躍されている。創立時30名のメンバーも1970年40名、'71年51名、'73年61名、'81年71名、'96年83名と順調に推移している。経済不況の深刻な現況から会員増強の低迷期にもかかわらず会員増強に取り組む姿勢は30年のクラブの伝統となりつつある。

<クラブ30年の足跡>

（ベートルへの切手）

1969年から1977年まで西ドイツのベートルのコロニーに11年間にわたって古切手を贈り、その数約500万枚にも及んだ。この事業に対しRIは「世界社会奉仕計画第424号」として「ベートルへの愛の切手」運動は「世界奉仕賞」に輝いた。

（門松贈呈）

1971年より1985年までテレトリー内の8ヶ所の施設に門松を贈呈している。

（外部拡大）……スポンサークラブ

1975年地区ガバナー佐直庄太郎、第3分区代理角地義満、クラブ会長大内良実の時にガバナーの強い要請を受け、我がクラブがかって旭川西RCより受けた奉仕の謝恩を新RC設立の拡大によって報いることに一致した。特別代理角地義満、拡大委員長折居圭三、上川RC拡大補助者に川島一泰、唐沢清、美英RC拡大補助者に井内治弥、北口正一に委任した。

上川RC、創立1975年3月1日、RI加盟承認4月4日、チャーターメンバー24名でチャーター伝達式が5月17日に行われた。

美英RC、創立1975年3月21日、RI加盟承認4月11日、チャーターメンバー20名でチャーター伝達式が6月7日に開催された。北RCの会員が上川RC、美英RCの2RC設立を心から支援し、共に奉仕の喜びを分かち合った。

（青少年）

1977年1月26日七戸幸夫会長の要請を受け、インターアクトに理

解のある井内委員長の熱心な働き掛けにより、旭川北高インターアクト・クラブ設立準備委員会が発足し、6月18日に旭川北高I・A・Cを結成した。定款・細則・会員名簿等の整備を終え6月22日RIに公式申請書を提出した。7月16日にRIより承認を受け、10月5日会員25名でインターアクト・クラブ認証の夕べを開催した。

1986年8月2日第250地区I・A年次大会開催にあたり、ホストの役を果たす。

(地区大会)

1982年10月1日、田巻寅三ガバナー、今宮廉太郎クラブ会長、角地義満実行委員長で我クラブの歴史を飾る第250地区年次大会のホストを務めた。

(地区協議会)

1977年6月26日、加世本英ガバナー、七戸幸夫会長、角地義満実行委員長でホストを務める。

1990年5月13日、長谷川晃三ガバナー、三浦欣一会長、川島博明実行委員長でホストを務める。

(I・G・F、I・M)

1973年5月26日、松井幸雄ガバナー、綿引徳男会長、角地義満運営委員長。1979年4月22日、渡部良吉ガバナー、平巖会長、折居圭三運営委員長。

1986年4月26日、中原勇治ガバナー、谷川武夫会長、杉村勝運営委員長、1995年3月18日、進藤和行ガバナー、大沼敏雄会長、井内治弥I・M実行委員長の4回を務める。

(地区財団セミナー)

1998年8月23日清水哲也ガバナー、今野克美会長、伊藤直彦地区財団委員長主催のセミナーを神戸章仁実行委員長によってホストを務める。

(奨学制度)

当クラブの創立20年を記念して豊田馨会長時の1988年4月旭川北RC奨学会を設立し、高校生への奨学事業を開始した。

(地区ガバナー)

1989年三浦欣一会長時に当クラブ七戸幸夫会員をクラブ理事会、臨時総会でガバナー・ノミニーに推薦し、指名委員会に申請する。指名委員会の指名を頂き、1990年～'91年度高橋邦弘会長時にガバナーとして地区内クラブの指導、公式訪問、月信の発行、RIの綱領を推進する一方、クラブ会員のレベル・アップに新会員を積極的に同行し、ロータリーの仲間との交流と奉仕の理解を促進された。P・Gになってからも国際大会、国内の諸会合、地区内各クラブの会合にとロータリーの発展に努力されているのは我クラブの誇りである。

(分区代理)

1974年～'75年度 佐直庄太郎ガバナー、角地義満

1980年～'81年度 西川義正ガバナー、七戸幸夫

1989年～'90年度 長谷川晃三ガバナー、北口正一

1994年～'95年度 進藤和行ガバナー、伊藤直彦

(G・S・E)

1974年2月 オーストラリア第265地区へ第350、351地区チームリーダーとして七戸幸夫会員が参加。

1996年4月 イスラエル第2490地区へ第2500地区チームリーダーとして藤田正文会員が参加。

(功績・表彰)

RI会長「世界社会奉仕賞」 '77

ガバナー特別賞 '87、'97

出席優秀クラブ表彰 18回

会員増強賞 '81、'91、'94

RI会長賞 '88、'93、'94、'95、'96

財団業績賞、財団寄付地区内第1位 '96

その他多数有り

(財団)

'99年3月現在

ベネファクター	24名
マルチプル・フェロー	31名
ポール・ハリス・フェロー	72名
ポール・ハリス・準フェロー	39名
メモリアル・コントリビューター	2名

(米山記念奨学会)

'99年3月現在

米山功労者	7名
米山ファンドフェロー	3名
準米山功労者	24名

第2章 ロータリーの組織と運営

1. 国際ロータリーの組織と運営

国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合体で個々の会員は所属するクラブの会員であって国際ロータリーの会員ではない。1910年カナダにウィニペグ・ロータリー・クラブが創立し、国際的となり組織規定によって運営されるようになった。

1998年12月末日現在 160ヶ国、527地区

29,367ロータリー・クラブ、1,188,816ロータリアン

(A) 管理と役員 (要54・56~58)

RIの理事会は19名の理事によって構成される。RI理事会の議長であるRI会長、会長エレクトと17名の理事である。17名の理事は世界34のゾーンから偶数年に、奇数ゾーンから奇数年に、偶数ゾーンからそれぞれ1名選挙される。日本は現在第1及び第3の奇数ゾーンに属しているが各ゾーンから交互に2年づつ理事を出すので常時1名の理事が出ている。ゾーン選出理事の任期は4年である。

RIの中央役員は会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総

長と理事会メンバーから成る7名以下の執行委員を設置してRI理事会に代って、RIの方針が確立している事項を決定する権限を委任されている。その他の役員は地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー会長、直前会長、副会長、名誉会計で約500名程である。

RIの管理の基本原則は加盟ロータリー・クラブの大幅な自治である。RIの方針を解釈、実施するにあたって最大限の柔軟性を認められている。

クラブの管理は地区ガバナーが直接監督する。無地区クラブはRI理事会が直接監督する。二つ以上の地区からなる地域内のクラブの場合はガバナーの監督に加え、RI理事会が適切と考え国際大会が承認した方式によって監督する。

(国際大会) (要119~123)

国際レベルでの全ロータリアン、RI及びクラブの次期役員を激励し、情報を与えロータリーの発展に寄与し、また次々年度のRI会長、2年任期の理事を含む次年度RI役員、次々年度のガバナーが選挙される。本来の目的を減じない限り社交、余興、親睦行事も行われる。1998年規定審議会決定で国際大会は完全に立法機関ではなくなった。

(国際協議会) (要131~135)

地区ガバナー・エレクトにロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、激励し、出席しているエレクトが次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議、計画するためにRIが行う年次会合である。

出席者はRI中央役員、ガバナー・エレクト、RI委員会委員長、理事会が指名した人達である。

(規定審議会) (要137~142)

RIの立法機関である。クラブ、地区大会、RI理事会が提案した制定案と決議案を審議決定するため、3年に1度開催される。立法を採択するにあたっては、全クラブの賛否の郵便投票を経て最終決

定となる。

(B) 地区 (国細15, 要25~52)

RIの管理と、各ロータリー・クラブの活動を円滑にするために、一定数のクラブと地理的条件を配慮して編成されている。RI細則に従って再編成されるようになっている。

クラブ数50以上、ロータリアン数1,800名以上が地区編成の設定要件である。

現在、世界を527地区、クラブ数29,367、ロータリアン数1,188,816名、日本は34地区、クラブ数2,247、ロータリアン数126,334名。

(地区ガバナー) (国細15-070-110, 要20・26)

ガバナー (G) は RI 理事会の指揮によって地区内のクラブの管理、運営にあたる。地区内唯一の RI 役員である。所属地区内クラブによって指名され、地区大会でガバナー・ノミネー (G・N) として指名を受け国際大会によって選挙されガバナー・エレクト (G・E) と呼称され、国際協議会を経て7月1日よりGに就任する。

主な任務；

1. 新クラブの結成
2. 地区内クラブの指導育成
3. RI との連絡及び報告
4. 地区大会を主宰し、会長エレクト研修セミナー (PETS) と地区協議会の計画準備にあたる。
5. クラブ公式訪問
6. G・Nの推薦を地区内クラブに要請する。
7. G月信の発行
8. G・Eに対して国際協議会前に地区内クラブ状況を提供する。
9. G・Eに保存すべき文書を引継ぐ
10. 国際大会への出席

(地区ガバナー・エレクト) (国細15-090, 要27・29)

ロータリー歴、7年以上のクラブ会長経験者で地区内クラブに在

籍し、名誉会員以外の者が地区大会でガバナー・ノミネーに指名され、国際大会で選挙され1ヶ年間G・Eを務め、この間国際協議会に出席して、基本的経験と訓練を受けることが義務付けられている。これらを終えてG・Eは国際協議会后1ヶ月以内にGの協力を得てPETSを計画実施しなければならない。

主な任務；

1. RI 会長が発表したテーマを強調する。
2. RI と財団の新プログラムと既存プログラムを説明する。
3. 次年度のクラブと地区のプログラムと活動を立案する。
4. クラブ会長に指導的役割を発揮するよう奨励すること。
5. クラブ会長に地区の運営と活動を知せる。
6. ガバナー補佐又は分区代理の任命と研修をする。

Gは地区内クラブに対するRI会長テーマと地区目標を浸透させると共に達成させるために、ガバナー補佐を任命し、ガバナー補佐はクラブ協議会をG公式訪問に相当する規模で開催しガバナー代理を務め、かつ担当クラブを訪問し、クラブ会長の計画と活動を助言支援する。地区ニーズに合わせて柔軟な対応が認められているので従来の分区代理を任命してもよい。但し、ガバナー補佐と分区代理を併置はできない。Gは各クラブの情報を整理処理するために地区幹事を指名し、地区幹事は地区諸会合の議事録の編集、記録保存等の秘書的役割をする。地区会計は地区資金の出納を担当する。地区内の諸事業計画に対する助言者として地区諮問委員会を置きGを補助する。

(C) ロータリー財団 (国定12, 国細21, 要155~170)

ロータリー財団は博愛、慈善、教育または人道的というプログラムによって、世界の国民に良き理解と友好を増進するために、1917年アトランタ国際大会で決議され基金として発足した。1928年ミネアポリス国際大会で「ロータリー財団」と名付けられ、1931年に信託組織となり、1983年に非営利財団法人となった。RI会長が理事

会の承認を得て任命した13名の管理委員（任期4年無報酬）により、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを運営する。

各地区にはロータリー財団地区委員会を設置している。

財団プログラム；〈要157~166〉

1. 国際親善奨学金 5項あり
2. 大学教員のための補助金（開発途上国で奉仕する）
3. 研究グループ交換 4項あり
4. 人道的な国際プロジェクトのための同額補助金
5. ヘルピング・グラント
6. 災害救援補助金
7. 保健、飢餓追放及び人間性尊重補助金（3H計画）
8. ロータリー・ボランティア補助金
9. 世界社会奉仕助成金
10. ポリオ・プラス
11. 新人道的補助金
12. ロータリー平和プログラム補助金

活動資金はシェア・システムにより地区の年次寄付額の40%が国際財団活動資金となり、寄付年度の3年後（プログラム年度）に支出される。

Gは正規の経路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調し、毎年財団への寄付をするよう奨励する。

三つの基金；〈要167~170〉

1. 年次プログラム基金
元金で財団の奨学金や補助金を支払う。
寄付金は3年後に収益金を財団のプログラムの運営等に使う。
2. ポリオ・プラス基金
ポリオ・プラス・プログラムとその目標を支援して授与される補助金にすべて支払う。
3. 恒久基金

収益だけを財団プログラムに使う基金である。

(恒久基金への寄付)

- 1) 個人寄付を含むクラブの総寄付額が1年度会員1人当たり米貨10ドルになった時、そのクラブは「100%ロータリー財団クラブ」として榮譽を得、以降年10ドルとなる毎に次のパーセントへ順位が進む。
- 2) ポール・ハリス・フェロー (P・H・F)
米貨1,000ドル以上を寄付した人への称号。証明書とメダル及び襟章が贈呈される。
- 3) マルチプル・ポール・ハリス・フェロー (M・P・H・F)
P・H・Fが再度米貨1,000ドルから8,000ドルまで寄付した人への称号。1,000ドルから5,000ドルまで1,000ドルごとにサファイアのついたラベル・ピンが6,000ドルから8,000ドルまでルビーのついたラベル・ピンが贈られる。
- 4) ポール・ハリス・準フェロー (S・M)
米貨1,000ドルに達するまで寄付する意図を明らかにして、最初に100ドルを寄付した人に贈られる称号。1,000ドルに達した人はポール・ハリス・フェローに認定される。
- 5) メモリアル・ポール・ハリス・フェロー
ロータリー財団に対し、故人を記念して1,000ドル寄付すると贈られる。
※ 故人を記念してロータリー財団に金額にかかわらず寄付した人に贈られるのはメモリアル・コントリビューターで1,000ドルに達するとメモリアル・P・H・Fとなる。
- 6) ベネファクター
金額を問わず、ロータリー財団恒久基金へ寄付する旨を遺言または資産計画に書きしるしたことを財団に通知した人。または1,000ドル以上を恒久基金に無条件寄付した人で認証状とバッジが贈れる。

(認証措置クレジット)

ロータリー財団に、個人またはクラブ名義で寄付されていて、P・H・FまたはP・H・S・Mに誰れも、認証も予定もされていない寄付金のこと。これを利用して追加寄付と財団理解のために財団寄付(比率は自由であるが例えば500ドル寄付した人に認証据え置きクレジットから例えば500ドル)とを合せて1,000ドルとしてP・H・Fに、達しない人はP・H・S・Mに活用できる。活用期間は3年間の寄付金投資サイクル期間内に認証する人を指定するよう奨励されている。

地区財団活動資金；DDF

シェア・システムの下で、ロータリー財団へ寄付した地区の年次寄付額の60%がDDFとなり地区が選択したプログラムに使われる。

人道的分野、教育的分野、プログラム強化分野、寄贈分野の四つの分野に割り振りされている。

これ等のプロジェクトにはロータリアンとその配偶者、直系卑属、尊属には授与されない。

財団への寄付は自発的寄付の基礎のうえに発展しているので会員資格の条件ではない。

2. ロータリー・クラブの組織と運営

(A) クラブ定款・細則 (要265~287)

1922年に国際ロータリー定款・細則並びに標準クラブ定款と推奨クラブ細則が制定され、標準クラブ定款のクラブ名称と区域限界の変更はRIとクラブ合意があればできるが、それ以外はRI規定審議会の議決がなければ改訂できない。しかし推奨クラブ細則はRIの定款・細則に矛盾しない限りクラブ自身の事情に応じて変更することができる。

定款；

第1条(名称)、第2条(区域限界)、第3条(綱領)、第4条

(会合)、第5条(会員身分)、第6条(職業分類)、第7条(出席)、第8条(理事及び役員)、第9条(入会金及び会費)、第10条(会費身分の存続)、第11条(地域社会、国家及び国際問題)、第12条(ロータリーの雑誌)、第13条(綱領の受諾と定款・細則の遵守)、第14条(仲裁)、第15条(細則)、第16条(改正)から成っている。

細則；

第1条(理事及び役員選挙)、第2条(理事会)、第3条(役員の仕事)、第4条(会合)、第5条(入会金及び会費)、第6条(採決の方法)、第7条(委員会)、第8条(委員会の仕事)、第9条(出席義務の猶予)、第10条(財務)、第11条(会員選挙の方法)、第12条(決議)、第13条(議事の順序)、第14条(改正)から成っている。

以上の通り定款・細則に記載されているがこの規程の解釈・運用等については全て「手続き要覧」に収録されている。「手続き要覧」は系統立った理論的なものではなく、ロータリーに関する辞書と考えて有効に活用することが望しい。

(B) クラブ理事と役員 (く定8, く細1)

クラブ会員(名誉会員を除く)中からクラブ細則の定めに従って理事、役員が選挙される。選挙される年次総会の1ヶ月前の例会において、次々年度会長と次年度副会長、幹事、会計及び4名の理事を指名することを求めなければならない。指名はクラブの決定によって、指名委員会による指名か、または出席会員による投票か、あるいは両方によって行う。選挙された次々年度会長は、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会メンバーを務める。その年度の直後の7月1日に会長に就任する。

(理事会) (く細2)

クラブの管理主体は会員より選ばれた11名の理事会である。選挙された4名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計及び

直前会長と会場監督である。

役員と任務；

(会長)〈ク細3-1〉

本クラブの会合、理事会において議長を務める。その他通常の、その職に付随する任務を行う。

(会長エレクト)〈ク細3-2〉

理事会メンバーとしての任務の外、会長または理事会によって定められた任務を行う。

(副会長)〈ク細3-3〉

会長不在の時は会長代行を務め、その他通常の、その職に付随する任務を行う。

(幹事)〈ク細3-4〉

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これ等の会合の議事録を作って保管する。半期報告、四半期会員報告、会員資格変更報告等を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。月次報告を地区ガバナーに報告し、これを含む諸種の義務報告と、ロータリアン誌の購読料、その他通常負担金の送金を国際ロータリーに対して行う。その他通常その職に付随する任務を行う。

(会計)〈ク細3-5〉

すべての資金を、保管し、毎年1回及びその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去る時は、その保管する資金のすべての計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引継がねばならない。

(会場監督)〈ク細3-6〉

クラブ総会后、1週間以内に次年度理事会において会員（名誉会員を除く）の中から選任される。

クラブ例会、その他のロータリーの会合において、気品と風紀を守り、会合がその使命を発揮できるように設営、監督する任務を負う。

(C) クラブ運営と財務

1) 年次総会〈ク定4-2・8-4, ク細1・4-1〉

毎年12月31日以前に開催され、次年度役員、理事の選挙を行う。会員総数の1/3で成立する。

2) 理事会〈ク細2・2-3〉

毎月第1例会時に定時理事会を開催する。臨時理事会は会長が必要ありと認めた時または2名以上の理事が要求した時に開催される。理事会はクラブの執行機関であり、クラブ運営上の最終決定権と責任を持っている。過半数が定足数である。

3) クラブ例会〈ク細4-2・3〉

クラブ例会は毎週1回、細則に定められた、同一曜日、時間、場所で行われなければならない。但し、非常の場合または正当な理由がある場合、クラブ理事会は例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までのあいだのいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。例会日が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した時は、例会を取りやめることができる。

また全地域社会にわたって流行病、災害が発生した場合、理事会は例会をやめることができる。

以上の理由以外に、理事会の裁量によって、1ロータリー一年度に2回まで休会することができる。

例会は1/3が定足数である。

4) 委員会〈ク細7・8〉

会員は必ず何れかの委員会に所属し、奉仕活動に参加しなければならない。常任委員会として四大奉仕委員会を設け、その下にいくつかの小委員会をもって構成する。小委員会のうち、職業分類委員会、ロータリー情報委員会は各3名の委員をもって構成し、毎年1名を3年の任期をもって任命し、継続性をもたせる。

クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会

四大奉仕の委員長は理事が担当する。その他に RI の重点委員長として新世代プログラム委員長も理事があたる。

(旭川北RCの委員会構成) (クラブ細則第7・8条)

クラブ奉仕；ロータリーの第1奉仕部門。

クラブを円滑に、効果的かつ、発展的に機能させるクラブ運営の根幹である。

委員長は副会長が務め小委員会の監督、調整をする。

親睦に関する小委員会；親睦活動、会報、出席、ニコニコBOX
拡大に関する小委員会；職業分類、会員増強、会員選考
教育に関する小委員会；ロータリー情報、広報、雑誌、

プログラム

職業奉仕；ロータリーの第2奉仕部門。

職業を通じて社会に奉仕すると共に、あらゆる職業の有用な価値を認め、自分の職業を律し、道徳的水準と品位を高めることに努め、社会のニーズに応えるようなプロジェクトを開発することである。

就職相談、就職指導、就職情報、職業活動表彰

ロータリー・ボランティア、四つのテスト、職業宣言 (要覧P. 75～77)

社会奉仕；ロータリーの第3奉仕部門。

地域社会に生活する人々の文化的・生活環境条件を向上させるために、個人として、また集団で行う奉仕活動である。特に「決議23-34」、「決議92-286」には奉仕の理想、超我的奉仕が示唆されている。(要覧P. 79～82)

人間尊重、地域発展、協同奉仕 (インター・アクト)

環境保全、◎新世代プログラム

国際奉仕；ロータリーの第4奉仕部門。

国際理解、親善、平和を推進するために、他国の人々の文化、習慣など交流を通じて、個人として、またクラブ活動やプロジェクト (ロータリー財団を含め) に協力して寄与することが必要で

ある。

ロータリー財団、米山記念奨学会、世界社会奉仕。

(財務) (クラブ細則第10条)

クラブ会員は会費を二半期に分けて納付する。会計は資金のすべてを理事会によって指定された金融機関に預金する。2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手、もしくは現金によって支払う。会計年度は7月1日より6月30日である。会費は入会金と会費がクラブ運営費となり、奉仕としての寄付金、施設等の経費はBOX等の収入を充当することが妥当である。会計年度ごとの初めに理事会はその年度の収支予算を作成しなければならない。

(D) 会員の種類と義務・権利・特典、特に出席規定

(ク細5-2・3・4・5・6・8)

会員の種類

1. 正会員 (アディショナル正会員を含む)
2. シニア・アクティブ会員
3. パスト・サービス会員
4. 名誉会員

の4種類である。

1) 正会員

クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている人で次の条件を有する人でなければならない。

- (i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者、法人役員または支配人であるか；または
- (ii) その地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること。

そして、その事業場、または住居がクラブの区域限界内にあるか、クラブの区域限界外へ移転する正会員は、理事会が承認し、同会員が同一の職業分類で活動している時は会員身分を保持できる。複数の宗派、新聞社または報道機関及び各国の政府代表外交

官はそれぞれ1名の正会員となる資格を有す。細則で定められたアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員は認められない。

アディショナル正会員の 카테고리

(a) 第1 カテゴリー…推薦者と同じ職業分類

正会員は、自分と同じ職業分類で現実に従事している者をアディショナル正会員に推薦できる。

(b) 第2 カテゴリー…元ロータリアン

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として元クラブ会員をアディショナル正会員に推薦することができる。但し、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内で、そのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に従事していないこと。

(c) 第3 カテゴリー…元ローターアクト

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件に、ローターアクト・クラブ元会員をアディショナル正会員に推薦することができる。この元ローターアクトは、クラブ区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも4年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会理由が、ローターアクト・クラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したとき。

○アディショナル正会員は正会員としてのすべての特典を有するが、職業分類の保持者ではなく、自らの職業分類の下に他のアディショナル正会員を推薦することはできない。

○職業分類をもつ正会員がシニア・アクティブ会員または退会した時は、自動的に正会員となる。

○カテゴリー(a)(b)で2名いた時は、クラブは選挙して1名を正会員とする。

2) シニア・アクティブ会員

(a) 一つまたは、いくつかのクラブで、正会員またはパスト・サー

ビス会員として、次の条件を備えた者は自動的にシニア・アクティブ会員となる。通算15年以上会員であった者、あるいは現在60才以上で通算10年以上会員であった者、あるいは現在65才以上で通算5年以上会員であった者、現または元RI役員。

(b) 元会員

クラブはかつてどこかの会員であった者で、会員身分が終了した時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

○シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しない。

○アディショナル正会員を推薦できない。

○シニア・アクティブ会員は会員義務を果す限り住居にかかわらずなく会員身分を継続できる。

3) パスト・サービス会員

(a) 現職から引退したが、その他の点では適格な地位にあったことなど本クラブの正会員としての会員資格を備えている人は、パスト・サービス会員に選挙することができる。

(b) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決定によって選挙することができる。

○職業分類を代表しないこと。

○アディショナル正会員を推薦できないこと。

○シニア・アクティブ会員になれないこと。

4) 名誉会員

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を名誉会員に選ぶことができる。

○入会金、会費は免除される。

○本クラブあらゆる会合に出席できるし、本クラブのあらゆる特典を享受できる。

○他のクラブにおいてはいかなる権利も特典も認められない。

- 職業分類を持たない。
- クラブのいかなる役職にもつくことができない。
- 投票権を持たない。
- 二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(会員の主な義務)

1. 綱領に示されたロータリーの原則に従って行動する。
2. クラブ定款・細則に従い、その規定を守る。
3. 入会金を払い、会費を納入する。
4. クラブ例会は勿論、クラブのすべての会合に少なくとも60%以上の出席が要請されている。
5. ロータリーの徽章は個人の職業上の用箋や名刺に使用しないこと。

(正会員の権利)

1. 職業分類を代表する。
2. クラブのすべての役職につくことができる。
3. 投票権を持つ。
4. あらゆる会合に出席できる。
5. すべての会員の推薦することができる。
6. シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員になれる。
7. 会員とその家族はロータリー徽章（バッジ）を使用できる。

(特典)

1. ロータリー・クラブ会員には、たとえ本人が希望してもなれないが、所定の手続きによって選ばれ初めて会員になることができる。（一業一人）
2. 入会と同時に世界中のロータリアンと友達になれ、親交を受けることができる。
3. 日本は勿論、世界中のどこのクラブの例会や会合に出席して知己を作り、好意と友情を深め奉仕の機会をつくることができる。
4. ロータリー活動を通じて自らが地域社会に、職業に、国際的

に奉仕することができる。

(出席規定と欠席補填（メイクアップ））（ウ定7）

ロータリー・クラブ会員はクラブ例会に出席しなければならない。規定の出席率に満たないときは、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り自動的に会員資格を失う。例会に充当された時間の少なくとも60%を出席するか、またはメイクアップをしなければならない。

(a) 本クラブの例会の定例時の前14日または後14日以内に

- (i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の60%出席すること。
- (ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、I・A・Cまたは仮ローターアクト、仮I・A・Cの例会に出席すること。
- (iii) RI会長、地区ガバナーが主宰する各種会合に出席または用務に従事していること。
- (iv) 他クラブの例会に出席の目的で例会場にも出向いたが時間と場所が変更になっていたとき。
- (v) 海外に14日以上旅行した場合、他国で例会に出席すれば期間に拘束されず有効とされる。
- (vi) クラブ理事会承認のクラブ奉仕プロジェクトに出席すること。その他クラブ定款第7条第1節(b)項に記載されているので参照されたい。

○メイクアップの通知は会員が自らクラブに報告すればよい。また訪問先クラブ幹事が通知を送ることができる。

(b) 出席の免除（ウ定7-3）

次のような場合、出席を免除されたい希望の会員は書面を本クラブ幹事に提出し、理事会の承認があれば出席免除の適用を受けられる。

- (i) 長期にわたる健康不良、傷害のため、またはロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実的に不可能な場合。

(ii) ロータリー・クラブのない国に滞在して、欠席が予定される場合、本クラブ幹事に書面でその旨を報告すること。

以上の(i)・(ii)のカテゴリーに該当する欠席は、当該期間中クラブの出席記録には算入されない。

(iii) シニア・アクティブ会員でロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上の会員。

この会員は、クラブの出席率の算出に使う会員数に含まない。

(c) 欠席による終結 (ク定10-2)

(i) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が60%に達しなかった者。

(ii) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブ例会総数のうち、少なくとも30%出席しなかった時。

(iii) 本クラブ例会に連続4回出席せず、またメイクアップもしなかった場合。

以上の者で理事会が正当な理由があると認めなかった場合、会員身分は終結する。

但し出席免除者、出席義務規定免除者を除く。

3. ロータリーの主な会合と月間と行事

(A) 主な会合

1. クラブ例会
2. クラブ理事会
3. クラブ委員会
4. クラブ協議会
5. クラブ・フォーラム
6. クラブ年次総会
7. 家庭集会
8. I・M

9. 地区協議会

10. 会長エレクト研修セミナー

11. 地区大会

12. 国際協議会

13. 国際大会

14. 規定審議会

(B) 特別月間と行事

1. 7月 識字率向上月間

2. 8月 会員増強および拡大月間

3. 9月 新世代のための月間

4. 10月 職業奉仕月間、米山月間 (日本のみ)

5. 11月 ロータリー財団月間

6. 1月 ロータリー理解推進月間

7. 2月 世界理解月間

8. 4月 ロータリーの雑誌月間

○ロータリーの特別週間

1. 追悼記念週間

毎年1月27日 (ポール・ハリスの命日) を含む日曜から土曜までの1週間を、物故したロータリアンの冥福を祈り、生前の貢献を記念する。

2. 世界理解と平和週間

毎年2月23日に始まる1週間を、各クラブで特に国際理解と親善と平和のためのプログラムを強調しよう。

3. 世界ローターアクト週間

毎年3月13日を「世界ローターアクトの日」と定め3月13日を含む1週間を指定している。

4. 家族週間

毎年2月の第2週 (月曜から日曜まで) を、特に家族と地域

社会への奉仕を強調することになった。

5. 旭川北RC創立記念日

毎年3月21日(1968年・昭和43年)を記念して。

第3章 新世代のためのプログラム (要99~115)

1923年セントルイス国際大会で「善良で健全な市民を育てる」青少年奉仕活動が討議された。初めは社会奉仕委員会の中の小委員として活動していたが、次世代に貢献する青少年の育成の重要性が一層重く必要な点から第5奉仕部門と考えられるようになった。現在は社会奉仕の人間尊重、協同奉仕や職業奉仕、国際奉仕ともかさなり奉仕活動分野が広範囲になっている。1996年～'97年度から「新世代のためのロータリー・プログラム」と改称された。新世代のための会議、青少年交換、奨学生、インター・アクト、ローター・アクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム、職業相談指導、ロータリー地域奉仕共同隊、ロータリー村落共同隊、身体障害児の援助、各種野外活動(スポーツほかレクリエーション・プログラム)などを通じて才能と熱意を呼び起こし、奉仕と責任感を育てる目的で活動して行くこと。このプログラムの重要性からクラブ理事の担当を求めている。

第4章 米山記念奨学会について

日本ロータリーの創始者米山梅吉が1946年4月28日に没せられた。1952年11月米山梅吉の功績を記念して東南アジア諸国の学生を日本に留学させるための「米山基金」を東京RCが企画。'53年2月に発足し、全国のロータリー・クラブの支持をうけ、1958年「ロータリー米山奨学会」と改称。1967年に現在の財団法人「ロータリー記念米山奨学会」となった。現在は東南アジアの学生に限らず世界中から多くの留学生を受け入れている。

(奨学金)

日本以外の国籍を有する者で、日本の大学院、大学、または学術研究機関に留学か研究のために在籍している、外国人に対し、日本ロータリー独自の国際奨学制度で、奨学生1人に世話クラブ及びカウンセラーを定め、相談相手となっている。

- 学部生、特別米山奨学生……………支給月額 12万円
- 大学院生、クラブ米山奨学生………支給月額 15万円
- 特別米山奨学生……………支給月額 22万円
- 特別米山奨学生……………支給月額 25万円

それぞれ資格・条件が異なるので対象者のある時は都度相談のこと。

(地区米山奨学生)

地区ガバナーの推薦で地区より1名採用できる。対象者が居る時は、都度相談のこと。

(寄付金)

普通寄付金；

クラブごとに会員1名につき1,000円以上定額で寄付する。

特別寄付金；

個人またはクラブとして普通寄付金以外に寄付されるもので、時期も金額も問わない。これには免税措置がある。

(寄付への表彰)

○米山功労クラブ

個人の寄付を含むクラブの特別寄付額の合計が100万円に達するごとに「米山功労クラブ」として地区大会で表彰されメダルが贈られる。

○1,000万円達成クラブ

普通寄付と特別寄付金の合計額が1,000万円に達するごとに「1,000万円達成クラブ」として表彰状が贈られる。

○米山ファンド・フェロー

個人の特別寄付金の累計額が15万円に達した時、または1度

に15万円、もしくは30万円未満の特別寄付をした人。

○準米山功労者

個人として第1回分の特別寄付金3万円以上を納め、あと30万円に達するまで寄付する意志を表示した人。

○米山功労者

個人の特別寄付金の累計が30万円に達するか、一度に30万円もしくはそれ以上の特別寄付をした人。メダルと楯が贈れる。

○準米山功労法人

法人として第1回分の特別寄付金5万円を納め、あと累計額が35万円に達するまで5万円単位で寄付する意志を表示した法人。

○米山功労法人

法人が35万円以上の特別寄付をした法人。感謝状が贈られる。

○米山特別功労法人

法人から特別寄付が1度に100万円寄付するか、特別寄付金累計額が105万円に達した法人。表彰され楯が贈られる。

第5章 ロータリー用語あれこれ

1. クラブ会長 (Club President) 〈ク定8-3, ク細3-1, P.20〉

クラブを統括し、クラブ例会、理事会、その他の会合の議長を務める。

2. クラブ会長エレクト 〈ク定8-2~3, ク細1-1~4・3-2, P.20〉

ロータリー・クラブ細則に従い、18ヶ月以前にクラブ年次総会に於いて選挙され、就任直前の7月1日より1年間会長エレクトとして理事を務める。さらに就任前にPETSと地区協議会に必ず出席しなければならない。

3. パスト・プレジデント (Past President)

過去にクラブ会長を務めたロータリアン。

4. クラブ幹事 (Secretary Club) 〈ク細1・2・3-4, P.20〉

クラブ役員、理事でクラブ年次総会で選挙される。各種の記録の保管、諸会合の通知、そしてRIへの報告、人頭分担金とロータリアン誌の購読料の送金。ガバナーへの月次報告、その他その職に付随する任務を行う。

5. クラブ副会長 (Vice President) 〈ク細1-1・2・3-3〉

クラブ役員、理事でクラブ年次総会で選挙される。会長不在の時は代理を務め、その職に定められた任務を行う。

6. クラブ会計 (Treasurer) 〈ク細1・2・3-5, ク細10-1~5, P.20〉

クラブ役員でクラブ年次総会で選挙される。

7. SAA=(Sergeant-at-arms) 会場監督 〈ク定8-3, ク細1-2・3-6, P.20〉

クラブ年次総会后1週間以内に、次年度理事会で会員の中から選任される。

8. 創立会員 (Charter Member) 〈要292〉

ロータリー・クラブ創立時の会員で、RI加盟前に選ばれた会員のこと。クラブ創立時は20名以上の会員と同一職業分類群の会員がその10%を超えてはならないし、会員の半分はそのクラブの区域限界内に事業所か住居がなければならない。

9. 会員証 (Membership Identification Card) 〈ク細11-6, 要15・22〉

所属クラブとロータリアンの身分を証明するカードで、クラブ幹事が発行する。会員名、所属クラブ名、職業分類が記載され、幹事と本人の署名が入る。他クラブ訪問の時提示する。

10. 会員の種類 (く定5-2・3・4・5・6・8, P. 23・24・25・26)

- (i) 正会員 (アディショナル正会員を含む) (P. 23・24)
- (ii) シニア・アクティブ会員 (P. 24・25)
- (iii) パスト・サービス会員 (P. 25)
- (iv) 名誉会員 (P. 25・26)

11. 職業分類表 (Classification Rastur) (く細8-1(b))

職業分類委員会が区域限界内の有益な事業及び専門職務で、クラブで充填されているもの、未充填のものを示す一覧表で、毎年8月31日までに見直すよう要請されている。

12. 加盟クラブ (Member Club) (国定5-1~4, 国細2)

RIに正式に加盟を承認されたロータリー・クラブ。

13. 加盟認証状 (Club Charter) (要42)

RIに正式に加盟が認められた証として、RI会長、事務総長、地区ガバナーの署名のある加盟認証状がクラブに発行される。

14. 加盟認証状伝達式 (Charter Presentation Ceremony)

RI世界本部から加盟認証状が地区ガバナーに送付され、ガバナーはこれに署名をして、新クラブに持参し、チャーターメンバーを始め参会者と特別会合の場で、クラブに伝達する式典のこと。

式典の後、参会者全員で祝宴をするが、現在は式典と祝宴を含めて「チャーター・ナイト」(Charter Night)と呼ぶことが多くなった。

15. 例会 (Weekly Meeting) (く定4-1, く細4-2, P. 21)

ロータリー・クラブの定款・細則にもとづき、クラブが週1回行う。ロータリー・クラブの最も重要な会合である。

16. クラブ理事会 (Board of Directors)

(く定8-1・2, く細1・2・4~1・4・5, P. 19・20・21)

ロータリー・クラブの運営機関であり、管理主体である。

17. クラブ協議会 (Club Assembly) (要4)

クラブのプログラム及び活動について協議する目的で開く、役員、理事、委員長全員会合。十分な時間を充てて、地区協議会の後、7月1日の直後、公式訪問前、地区大会終了後と5~6回の開催で、クラブ会員、特に新会員の出席が望まれる。

18. クラブ討論会 (Club Forum)

奉仕活動をより良い方法で行うために全会員が参加して意見を交換する公式会合で、四大奉仕についてそれぞれ情報を伝達するための討論で決議するものではない。

19. 家庭集会 (Informal Discussion Meeting)

新会員との融和、そして会員の親睦と情報の交換を計るために、会員の自宅や少人数で集る会合で和やかに自由討論する。

20. 卓話 (Table Speech)

会員または会員外の人に、通常例会の後半の時間を有意義な話を聞かしてもらう。新会員の卓話は職業の知識を広め、親睦を深めるために有効である。

21. ゲスト (Guest)

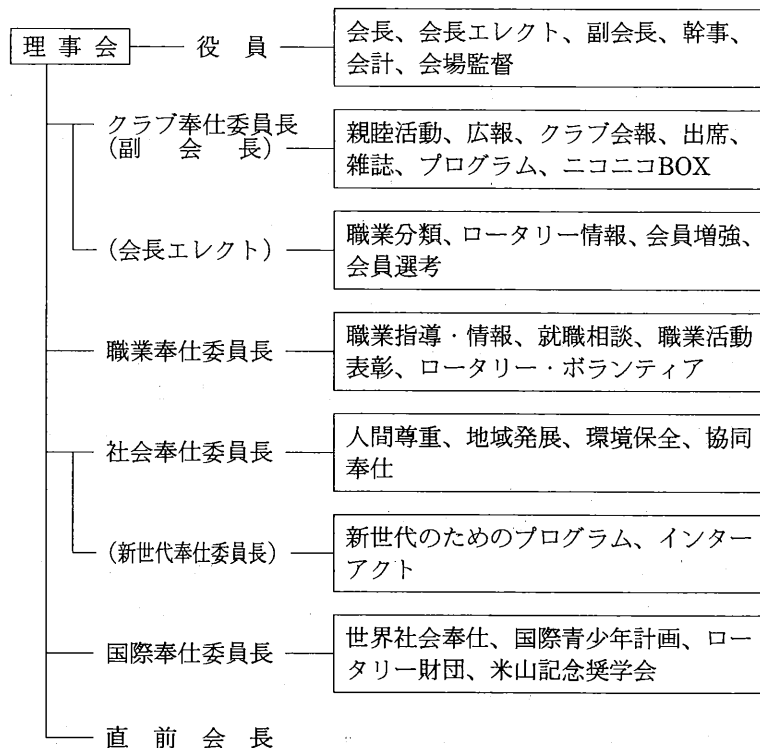
クラブまたは個人が例会に招待あるいはスピーカーとしてお願いした、ロータリアン以外の来賓のこと。

22. クラブ年次総会 (く定4-2・8-4, く細1・4-1, P. 21)

クラブ役員、理事を選挙するために年次総会は本クラブ細則の定

めに従い、毎年12月31日以前に開催される。

23. 旭川北 RC 委員会構成 (私案)



24. クラブ奉仕 (Club Service) (ク細7-1・2・8-1, P.3・22)

ロータリーの第1奉仕部門である。

25. 親睦活動委員会 (ク細7-2・8-1)

ロータリー活動の基本である会員間の親睦だけでなく家族や他クラブ会員との友情を増進するよう、レクリエーション等社交的諸企画を立案し、会員に参加を奨励する。

26. 広報委員会 (ク細8-1)

(外部広報) 一般世間に、ロータリーの目的、奉仕の業績、歴史等を報道機関に情報を提供し、ロータリーに対する認識を育成する。
(内部広報) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案する。外部広報を通じて新会員の教化に役立ち活動意欲の向上を計る。

27. クラブ会報委員会 (Club Bulletin) (ク細8-1)

クラブは会報を週報、月報、年報によって刊行しなければならない。出席向上を図るために関心を高める企画を、例会のプログラム予告、例会の重要事項の報告、ロータリー教育に寄与し親睦を増進するよう配慮する。クラブ記録として正確な記録を保存。

28. 出席委員会 (ク細8-1)

クラブ会員が例会のみでなく、クラブ諸会合に出席を奨励する。地区大会、IM、国際大会等への出席をする方法を考案すること。クラブ例会へ出席の奨励策を発表し、欠席者に対するメイクアップを奨励すること。

29. 雑誌委員会 (ク細8-1)

ザ・ロータリアン及びロータリーの友誌を会員の教育、奉仕の記事による教化に役立てる。雑誌月間を主催する。ロータリアン以外の人々の目にふれる機会を増すために、諸施設に寄贈し、購読の機会を与え、ロータリーの理解に役立てよう。

30. プログラム委員会 (ク細8-1)

例会をはじめ、クラブの諸会合のためのプログラムを準備手配をする。会長、幹事、四大奉仕委員長と相談し、タイムリーでバランスのある内容を考慮する。新会員による卓話は奨励される。

31. 職業分類委員会〈ク細8-1〉

地域社会の職業分類調査を行い、充填、未充填の職業分類表を毎年8月31日までに作成しなければならない。3名の委員からなり、継続的に調査検討する必要から委員は3年の任期とする。

32. ロータリー情報委員会〈ク細8-1〉

会員候補者にロータリーの歴史、目的、規模、活動内容と入会後の会員の特典、責務について説明する。新会員にはロータリーの歴史、綱領、定款、細則、規模、活動等を数回のオリエンテーションを開いて十分に理解を深める外、親交をもってクラブに定着する配慮をする。地区やRIの組織、管理などについて詳しく情報を提供する。クラブ会員に対しても常に情報を提供し、知識や理解を高め奉仕活動が発展的になるように務める。継続的必要性から3年委員として任命される。

33. 会員増強委員会〈ク細8-1〉

未充填職業分類を充填するために、適格者の推薦を理事会に積極的に要請しなければならない。

34. 会員選考委員会〈ク細8-1〉

理事会から要請された被推薦者の会員としての資格条件を個人的な面から検討し、人格や職業上及び社会的地位を充分調査して、結果を理事会に報告する。

35. 職業奉仕 (Vocational Service) 〈ク細8-2, 要75~78, P.3・4・22〉

ロータリーの第2奉仕部門である。

36. 社会奉仕 (Community Service) 〈ク細8-3, 要79~97, P.4・22〉

ロータリーの第3奉仕部門である。

37. 新世代のためのプログラム〈要99~115, P.30〉

0才から30才までの若い人の育成を支援する活動プログラム。

38. インターアクト・クラブ (Interact Club) IAC 〈要82・100~104〉

高校在学学生または14才~18才までの若人をつくるクラブ。提唱ロータリー・クラブの近隣地域に居住、就学、就職している若人にて、地区ガバナーにより確認され、RIの承認を得て設立される。

39. 国際奉仕 (International Service) 〈ク細8-4, 要89~97, P.5・22・23〉

ロータリーの第4奉仕部門である。

40. 世界社会奉仕委員会〈要163〉

ロータリアン個人またはクラブレベルで他国のクラブ、地区を通じて、その国の人々のニーズに応え、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善に努める。

41. ロータリー財団委員会〈P.11・12〉

ロータリー財団への寄付の奨励、据置クレジットの活用やシェア・システムへの理解を求める努力をし、ポール・ハリス・フェロー等自発的寄付の提供を求める。

42. 米山記念奨学会〈P.30・31・32〉

米山梅吉の功績を記念して発足した、奨学金を外国留学生に支給するために、会員及び法人から浄財をお願いする。

財団法人ロータリー米山記念奨学会として1967年設立された。民間としては日本最大級の奨学金制度である。

43. 会計年度〈ク細10-4〉

RIもRCも会計年度は7月1日に始まり翌年6月30日の期間である。

44. ニコニコボックス委員会 (ク細8-1)

地域社会に役立つ奉仕の献金を会員の自由な意志で善意な寄付を呼び掛ける。

45. メークアップ (欠席補填) (ク定7-1・2, P. 27・28)

会員はクラブ例会に出席しなければならないが、欠席した時はこれを補填するためにメークアップをしなければならない。

メークアップについてP. 27・28を特に参照頂きたい。

46. 拡大 (要37~43, P. 9)

ロータリー発展に不可欠なものである。

(内部拡大) クラブ会員の増強

(外部拡大) ロータリー・クラブのない所に新しいクラブを創立する。

47. 特別代表 (要40, P. 8)

新クラブ創立にあたり、ガバナーに代って、クラブ結成の手続一切を行うロータリアンのこと。ロータリーに精通した会員が当る。

48. スポンサー・クラブ (要40~41, P. 9)

新クラブ創立にあたり、特別代表を援助し、結成後もRIの一員として指導、助言、援助する義務を持つ親クラブをいう。

49. ホスト・クラブ (Host Club) (P. 10)

大会、その他ロータリー会合の準備から案内、登録、接待、記録等会合が成功するよう世話をするクラブのこと。

50. コ・ホスト・クラブ

大会やその他のロータリーの会合が一つのクラブでは負担が大きいつ時、更に協力するロータリー・クラブのこと。

51. 一業一名

ロータリーの基本的特色で、複数の宗派、新聞社、政府代表外交官を除き、一業種から正会員一名である。

52. クラブ旗 (Club Bamer) (要22)

クラブの卓上に置く小旗で、ロータリーの歯車とクラブ名を表示し、地域の特徴あるものか名所等をデザインする。

53. 地区ガバナー (Governor) (国細13, 要26~28, P. 11・14)

RIの役員で、RI理事会の下に所属する地区内クラブの指導、監督し、公式訪問をし、月信を発行、新クラブの結成等を促進する。RIとの関係増進を計ると共にガバナー・エレクトに協力して、PETSと地区協議会を準備し、自らは地区大会を主宰する。

54. ガバナー・エレクト (Governor-Elect)

(国細15-020・030, 要27・29, P. 14・15)

地区ガバナー指名委員会は地区内のロータリアンで就任の前々年度に指名されたガバナー・ノミニーが前々年の国際大会で正式に選挙されてから就任するまでの1年間をいう。

55. ガバナー・ノミニー (Governor-Nomines)

(国細13, 要27・28, P. 14)

就任の前々年度の1月までに、地区ガバナー指名委員会から指名された人。ガバナー・ノミニーは次の資格条件を満していなければならない。

- 地区内クラブの名誉会員以外の瑕疵なき会員であること。
- 所属クラブがRIまたは地区に対し、負債残高がないこと。
- クラブ会長を全期間務めた人。
- ガバナー就任時にロータリー歴が7年以上あること。

56. パスト・ガバナー (Past Governor) = PG

過去に、地区ガバナーを経験したことがあるロータリアン。

57. 地区幹事 (Secretary District)

ガバナーは就任前に、ロータリーに精通した経験豊富な所属クラブのロータリアンの中から普通は地区幹事を任命する。地区会合の準備書簡の処理、会合の議事録編集、記録の保存の事務を行い、ガバナーを補助し秘書的役割。

58. ガバナー補佐 (要34・35)

地区リーダーシップ・プランを採択した時、必要なら複数のガバナー補佐を任命できる。ガバナーを補佐し、公式訪問時に相当するクラブ協議会でガバナー代理を務める。6～7クラブを担当し、クラブを訪問して、クラブ会長の計画、活動について助言する。ガバナー補佐を任命した時は、公区代理の任命は控える。

59. 分区代理 (要35)

地区内の6～7クラブ位を基準に区分し、分区内のクラブ運営を助言、援助するために地区ガバナーより任命された非公式なガバナー代理。

60. 地区 (District) (国細15, 要25～51)

RIの細則に従って時々再編される。地区はロータリアン1,500人、クラブが50位が一応の目安。

61. PETS = Presidents Elect Training Seminar

会長エレクト研修セミナー (国定8-4, 要46, P.14・15)

この研修セミナーは国際協議会直後1ヶ月以内に地区ガバナー・エレクトが地区ガバナーの協力を得て、クラブ会長エレクトのための研修、情報プログラムである。

62. 公式訪問 (Official Visit) (国細15・090, 要29・33・35)

地区ガバナーが年に1回地区内の各クラブを公式に訪問する。会長、会長エレクト、幹事との懇談、クラブ協議会及び例会に出席して、感銘を与えるようなロータリーの総合スピーチをする。協議会では適切な指示、助言を与えロータリーの発展に寄与することが目的である。

63. ガバナー月信 (要33)

ガバナーが地区の活動状況、出席報告及び関心の高い情報を地区内会長、幹事に毎月発送する公文書。

64. 地区大会 (District Conference) (国細15・040, 要48-50, 238-239, P.10)

毎年各地区に於いて、友情交歓と感銘深い講演と、クラブ、地区やRI全般について討議するために開催される会合。地区ガバナーと地区内クラブ会長の半数以上の合意された時期と場所で、会期2日～3日以内で開催される。RI会長代理の講演、RIの現況報告、本会議は9時間以上を充てて、グループ討議、四大奉仕の各協議会を設けるよう要請されている。ガバナーが主宰し、ロータリアンとその家族の参加が歓迎される。この地区大会でガバナー・ノミネーが紹介される。3年に1回開かれる、規定審議会へ送る代表議員を1名選出する。

65. 地区協議会 (District Assembly) (国細15-020, 要47, P.10)

ロータリーの指導と情報を提供をするために、地区内の次期クラブ会長、幹事、RI理事会が指定のクラブ指導者の会合。

66. 都市連合会 (Intercity Meeting) = IM (国定7-a(II), P.10)

近隣の数クラブが集って、親睦と情報・教育の意見交換をする会合。

67. 地区財団活動資金 (DDF) (P.18)

シェア・システムの下で、ロータリー財団へ寄付した地区の年次寄付額の60%がDDFとなり、人道的分野、教育的分野、プログラム強化分野、寄贈分野の資金となる。

68. 研究グループ交換、GSE (P.11)

ロータリーの異なる国の2地区間で専門職務の優秀な人を、お互いに交換し、4週間～6週間以内の範囲で行う。ロータリー財団プログラム1965年に発足した。

1992年7月1日よりチーム・リーダーの配偶者の同行は禁止になった。25才以上の成人でロータリアン以外の4名のチーム・メンバーにロータリアンのチーム・リーダーにより編成されるが、チーム・メンバーに2名までの追加が可能である。

69. 日本サービス・センター (要295)

東京にあるRI事務局。1964年3月ロータリー文献東京事務所として開設。'81年3月に日本支局となり、'95年7月より現・日本サービス・センターに改称。日本のロータリーのための事務全般を取扱っている。①翻訳室・②資料室・③奉仕室・④財務室の4室に分かれている。

70. ロータリー文庫

日本ロータリー50周年記念事業の一つとして1970年に創立された資料室。各クラブの出版物から、ロータリーの古い文献まで収集・整理されている。閲覧を始め、コピー、貸出しもしている。

71. ロータリーの友 (国細20, 要23・64～65)

1953年1月創刊され、'80年にRIより「公式地域雑誌」として公認された日本のロータリー月刊雑誌。ロータリーの友常任委員会と国内各地区から選ばれた、ロータリーの友委員と編集スタッフによ

って刊行されている。現在月約142,000部、英語版(年2回発行)約10,000部発行されている。

72. 国際ロータリー (Rotary International) = RI

(国定1・2・3, 要53～68, P.5・6)

世界中のロータリー・クラブの連合体のことである。

73. 会長 (President Rotary International) (国際ロータリー)

(国定7-1・2, 国細6, 要56)

会長は、RIの最高責任役員である。

会長はRI理事会の会合を主宰し、事務総長とRI事務局の仕事を見守り、事務総長に助言をし、その職責に属するその他の任務を行う。

74. 会長エレクト (RI) (国細6-140・2・080・060・2, 要56)

RI会長指名委員会から指名され、その年度の国際大会で会長に指名された人。翌年の7月1日から会長に就任するまでの1年間会長エレクトとしてRI理事を務める。

75. 会長ノミニー (RI) (国細6-080-1・2)

RIの会長指名委員会から指名を受け、その年度の国際大会で選挙され、会長エレクトになるまでの期間の人。

76. 事務総長 (General Secretary) (国細6-030・140-3, 国定6-3)

RI理事会が選任し、任期は5ヶ年とし、再選が認められている。RIの最高管理役員である。理事会監督の下に業務を遂行し、RIの財務運営を含め、会長と理事会に責任を負う。又理事会の要求する金額と保証人を提供する。理事会の幹事を務める。

77. 財務長 (国細6-140-4・6-020-2)

事務総長から定期的に財務関連情報を受け、RIの財務運営について事務総長と協議する。理事会に財務報告をし、又年次国際大会で報告する。財務長は、次期会長が次期理事会暫定会議で2年目の任期を務める理事の中から選任し、7月1日より1ヶ年の任期とする。

78. 国際ロータリーの役員 (国定7, P.12・13)

RIの役員は会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、およびグレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計である。

79. 国際ロータリー理事会 (国定6, 国細5, P.12)

RI理事会は会長、会長エレクトと各ゾーンから選ばれた17名の理事によって構成される。RIの管理主体である。RIの目的の推進、綱領の達成、基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理、組織の保全、並に全世界に拡大する目的のために必要なことを行う義務を負う。

80. 標準ロータリー・クラブの定款 (要265~276)

ロータリー・クラブの諸規則を決めたもので、クラブはこれに従って運営される。最初は1906年の制定で以降改正、追加され、現在の定款は'22年ロサンゼルス国際大会で採択され、その後規定審議会会で再々改正され'98年1月に現在の定款となっている。国際ロータリー細則第2条030により、RIに加盟したロータリー・クラブはこの定款を採択することが規定されている。

81. 手続要覧 (Manual of Procedure)

ロータリー全般に関する基本的事項について、その方針や解釈、運営、手続き等を記載した手引書。RIの規定審議会が3年毎に開

かれて新しい制定、決議、改正が行われる。ロータリアンの辞書的存在である。

82. 国際大会 (Convention) (国定9, 国細9, P.13)

RIの年次国際大会。国際レベルにおいて、ロータリアンを鼓舞、激励し、かつ情報を与えること。世界中から集ったクラブ代議員が来る年度のRI役員を選挙をする。

83. 国際協議会 (International Assembly) (国細19-010, P.13)

中央役員、ガバナー・エレクト、RI委員会委員長、理事会が指定する他の人たちが出席する年次会合。

84. 規定審議会 (国定10, 国細8, P.13・14)

国際ロータリーの立法機関である。審議会は各地区のクラブ代表議員が出席する。クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、RI理事会が提出した制定案と決議案を審議、決定するために3年に1度開かれる。立法を採択するに当たっての決定は、全クラブの両審議を経て、発効する。(RIBI=グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの略)

85. 区域 (Territory) (国定5-2・3, 国定2, 国細2-020)

クラブの存在する区域限界です。変更はRI理事会の承認が必要である。

86. ゾーン (Zone) (国細11・12, P.12)

RI会長指名委員とRI理事指名委員を選挙するために、RI理事会が編成したRI地域内クラブ集団のこと。ゾーンは研究会開催の基盤でもある。

87. ロータリーの標語 (要179)

「超我の奉仕」(Service Above Self) 第1標語に1989年の規定審議会で制定される。自己のために利益をとる欲望と他人に奉仕しようとする心の葛藤を和解させ、奉仕の理想に向うロータリーの根本的理想を効果的に表現した標語。

「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」1989年の規定審議会で第2標語と決議された。

88. 四つのテスト (The Four-Way Test) (要76, P.4)

ロータリアンの行動の指針として推奨されている。

89. 職業奉仕に関する声明 (要75, P.3・4)

職業奉仕はロータリー・クラブとクラブ会員両方の責務である。会員は自らの職業を律し、クラブが開発したプロジェクトに応えること。

- 1) あらゆる職業において最も高度の道徳的水準を守り、推進すること。その中には、雇主、従業員、同僚への誠実、忠実さ、また、この人たちや同業者、一般の人々、職業上の知己すべてへの公正な取り扱いも含まれる；
- 2) 自己の職業またはロータリアンの携わる職業のみならず、あらゆる有用な職業の社会に対する価値を認めること；
- 3) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること。

90. ロータリアンの職業宣言 (要75・76)

1988年の職業奉仕に関する声明に続き1989年の規定審議会で次の職業宣言がなされた。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳規準に対し、名実ともに忠実であれ。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理

的基準を推進すべく全力を尽くせ。

- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
- 5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と敬意を表すべきことを知れ。
- 6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
- 7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与うることなかれ。(89-148)

91. 社会奉仕に関する1923年の声明=決議23-34 (要79~81, P.4)

1923年の国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたが、奉仕は実践されねばならないと強調している。

92. 社会奉仕に関する1992年の声明=決議92-286 (要81-82, P.4)

1992年規定審議会で採択されたものである。

ロータリー・クラブが多彩な社会奉仕活動を開発し、多くの会員による「超我の奉仕」の実践を実証する機会を与える。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、ロータリー・クラブにとってもロータリアン個人にとっても献身にあたいすることであり、社会的責務としている。

93. ロータリー財団 (国定12, 国細21, 要155~170, P.15・16・17・18)

1917年に世界の諸国民に教育、慈善、博愛の事業によって招き理解と友好増進のために非営利財団法人として発足した。'28年の国際大会で「ロータリー財団」となり、13名の管理委員によって運営

されている。人道的、教育的、文化交流目的以外は除かれる。各地区ではロータリー財団地区委員会を設置しなければならない。

94. ポリオ・プラス (要164)

「全世界の児童に予防接種」をテーマにポリオ、その他ワクチンで予防できる疾病（ハシカ、ジフテリア、結核、百日セキ、破傷風）の免疫を世界中の子供に受けさせようと1986年7月に正式に発足したロータリー財団プログラムで2000年までにポリオを撲滅しようと努力している。

95. 認証措置クレジット (P.18)

ロータリー財団に、個人またはクラブ名義で寄付されていて、ポール・ハリス・フェロー、又は準フェローに誰も、認証も予定されていない寄付金のこと。上手に利用しよう。

96. ポール・ハリス・フェロー (PHF) (要170, P.17)

少くとも米貨1,000ドルを寄付した個人に、ロータリー財団がポール・ハリス・フェローになったことを認めた証明書、メダル、襟章が贈呈される。

97. ベネファクター (要169-170, P.17)

恒久基金に米貨1,000ドル以上無条件寄付した人、資産計画に記したことを財団に申請した人をベネファクターとする。ポール・ハリス・フェロー・ピン又はバッジと認証状が贈られる。

98. 公式名簿 (要64)

RIは毎年、世界中のクラブ、その会長、幹事の氏名、住所、例会場、例会曜日、時間、とRIの役員及び委員の氏名、住所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行している。各クラブ幹事に1部配布される。

99. ロータリーの旗 (要179)

白地で中心に公式徽章。輪全体は金色、緑のくぼんだ4つの部分はロイヤルブルー。くぼんだRotary Internationalの文字は金色、中心と楔穴は白色。旗の上部に大きな青色文字でROTARY CLUB、輪の下部に都市、州、省、国家名を記入する。

100. サービス・センター (要292・293・295・298)

米国イリノイ州エバンストンのロータリー・センターに世界本部事務局があり、世界本部以外に設置された事務局。各サービス・センターは担当地域のロータリー・クラブとガバナーのための事務を取扱う。(ブラジル、ヨーロッパ/アフリカ、韓国、南アジア、東南アジア、南米南、南西太平洋と日本の8サービス・センター)

101. ザ・ロータリアン (国細20-030、ク定12-1・2, 要23)

RIの機関雑誌、1911年1月ポール・ハリスにより、編集チェスリー・ベリー、印刷ハリー・ラグルスで「ザ・ナショナル・ロータリアン」として発行。'12年には「ザ・ロータリアン」と改名して毎月発行され現在に至っている。発行部数約52万部、年購読料米貨12ドル。ロータリアンは当該地域雑誌を購読しなければならない。

102. 公職者 (国細4-080, ク定5-10)

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、その公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しない。この制約は、学校、大学、その他の教育施設に奉職する者、又は裁判官に任命された者には適用されない。クラブ正会員であるものは公職以前の職業分類の下に引き続き正会員としての身分を保持できる。

103. ロータリーと政治〈要22〉

RIと加盟クラブは、党派的政治声明を公表することは控えなければならない。ロータリアンは政府や行政当局にいかなる団体的圧力をかけてはならない。

(クラブ内) 世界理解と平和の追求と自己の職業及び地域社会への奉仕に影響を及ぼすものに関し政治状況を検討する。公平な立場で全体で討論し、会員が自身で結論を下さるように、釣り合のとれたプログラムと討論を通じて信頼できる情報を得ることを期待している。

(クラブ外) 全ての人々の人権を尊重し、平和と繁栄のために立派な行動で推進するために、多くの合法的グループ及び団体で個人として積極的に行動する。

104. シェア・システム (Shore System) 〈要168, P.18〉

財団は年次寄付の一部を世界中のロータリアンがシェア (共有) し、地区に選択権の一部をシェア (分与) するシステム。地区年次寄付 (旧・無条件寄付) は年度末に集計し、国際財団活動資金に40%と地区財団活動資金 (DDF) に60%を資金として分けられる。

参 考 欄

- 要〇〇 手続要覧〇〇ページ
- 国定〇〇 国際ロータリー (RI) 定款〇〇条
- 国細〇〇 国際ロータリー (RI) 細則〇〇条
- ク定〇〇 クラブ定款〇〇条
- ク細〇〇 クラブ細則〇〇条
- P〇〇 ロータリーのいろは〇〇ページ

参考文献

- ロータリー日本50年史
- 国際ロータリー第250地区史
- 手続要覧 1998年版
- ロータリアン必携
- クラブ会長必携
- ロータリー入門書
- ロータリー情報集
- ロータリーの理想と友愛
- ロータリーへの道
- ロータリーの友
- 旭川北RC10年、20年、30年史
- 旭川北RC活動計画書
- その他

あ と が き

「一寸ロータリーに擬ってみよう」を活動指針にされた今野会長の要請を受け、新会員オリエンテーションのために用意した原稿に少々手を加えた程度で申訳ありません。ロータリー情報委員会では新会員教育のために毎年資料収集や手順に時間を掛けている苦勞が少しでもこの小冊子でお役に立つのであれば幸いと存じます。

時間的制約から十分に消化せず、参考資料からそのままの引用が多くあろうかと思いますがご寛容のほどお願い致します。

旭川北RCを中心に考えて編集していますので他クラブの方はどうぞその部分をご自分のクラブに置き換えて御利用頂ければ幸甚に存じます。

編集にあたり今年度情報委員としてご指導下さいました井内元地区幹事、七戸PGには心より謝意を申し上げます。今後共一層の御指導をお願い致します。

(高橋記)

旭川北RC 殿寄贈

00.10

14292

ロータリー文庫

ロータリーのいろは

新会員オリエンテーションぶっく

非売品 (講読希望の方は下記へ申込み下さい)
奉仕頒価 500円 (送料別)

1999年5月

編集・発行

旭川北RC・ロータリー情報委員会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター内
TEL 0166-25-1551 FAX 0166-23-3398

11. 9. 30 F=